

甲賀市教育委員会 様

甲賀市情報公開審査会

会長 遠 藤 幸 太 郎

情報公開決定に係る審査請求について（答申）

令和 7 年 1 1 月 1 9 日付け甲学教第 1 2 5 7 号で諮問された事項について、下記のとおり甲賀市情報公開審査会としての意見をまとめましたので答申します。

記

第 1 審査会の結論

甲賀市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 8 月 2 2 日付け甲学教第 8 0 8 号により行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表第 2 に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、甲賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 8 月 8 日付けで、実施機関に対し、別表第 1 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和 7 年 8 月 2 2 日付けで本件請求に対し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、行政不服審査法第 1 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月

18日付けで、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張について

ア 条例に基づかない非公開理由について

本件非公開理由として挙げられている「二次被害が発生するおそれ」や「関係者間の信頼関係の維持」といった抽象的概念は、条例第6条に掲げる非公開事由に明記されていない。条例に基づかない独自の判断基準を用いて公開を制限することは、情報公開制度の適正な運用を逸脱するものである。

イ 市の不作為と住民不利益

本件は、被害児童及び保護者からの申し立てに対して、市が十分な対応を行わなかったことが背景にある。結果として住民は自ら情報を収集せざるを得なくなった。行政が対応を怠った上で、さらに情報公開を制限することは、住民の知る権利を二重に制約することとなり、合理性を欠く。

ウ 第三者意見聴取の欠如

条例第12条は、第三者に関する情報が含まれる場合、その第三者に意見を述べる機会を与えることができる旨を定めている。本件決定通知には、第三者への意見聴取が行われた記録がなく、手続の適正を欠いている可能性が高い。適正手続を経ずに非公開とすることは、判断の正当性を損なうものである。

エ 過去答申の先例

甲賀市情報公開審査会答申第1号(2019年度)では、「誤解を招くおそれ」「率直な意見の提供が阻害されるおそれ」といった抽象的な理由は、条例上の非公開事由に当たらないとして退けられた。今回の「二次被害のおそれ」「信頼関係の維持」も同様に抽象的であり、過去答申の判断を踏まえれば公開が妥当である。

オ 公益性の優先

本件は児童の安全確保に関するものであり、公益性が極めて高い。条例の目的である「市民の知る権利の保障」及び「透明性の確保」を考慮すれば、個人情報保護を口実に全面的あるいは過度に広範囲な非公開を行うことは適切ではなく、公開を優先すべきである。

カ 非公開部分と公開部分の矛盾

「連絡帳の写し」では黒塗りとされた内容が、別紙「経緯」文書(11月10日付)にはそのまま記載されている。例えば「名札を触られたくない」「執拗に名前を確認されるのが怖い」といった記述は、一方では非公開、他方では公開されており、判断が一貫していない。この矛盾は、非公開決定の合理性を大きく損なう。

キ 文書タイトルの不適切性

当該文書のタイトルは「令和5年11月希望ヶ丘見守り隊に対するトラブル事案についての経緯」とされている。しかし実際に学校へ被害を申し立てたのは児童とその保護者である。文書タイトルがあたかも見守り隊が被害当事者であるかのように表現していることは、そもそも事実関係を正しく反映していない。教育委員会は児童の安全を最優先にすべきであり、このような表現は不適切である。

ク 「相手方」と「内容」の一括非公開の不合理性

「経緯」文書は5列構成(日付・対応種別・相手方・対応者・内容)であるが、「相手方」と「内容」が一括して非公開とされている。相手方の氏名が非公開となることは理解できるが、内容まで非公開とする理由は見当たらない。内容から相手方を直接識別することは不可能であり、推測できたとしても推測の域を出ない。部分公開の原則を無視した過剰な非公開である。

ケ 結語

本件部分公開決定は、条例に基づかない抽象的理由に依拠し、適正手続の欠如、非公開範囲の過剰設定、公開・非公開判断の矛盾を含んでいる。これらは、条例の趣旨に反し、市民の知る権利を不当に制約するものであり、非公開の理由として到底容認できるものではない。教育委員会は、矛盾した情報公開を行うことで、自らの姿勢を露呈しており、正当な情報公開を求める

意義はここにある。以上の理由により、本件非公開部分の決定を取り消し、全面的な公開がなされるよう、審査会における適切な判断を求める。

2 反論書における主張について

ア 本件は、見守り隊隊長による児童への身体接触事案に端を発しており、当該事案に関してはその現場が目撃されており、誰のことかは地域、又は保護者の間で事実上共有されている。このような状況から、本件については、既に広く知られている事実である。

イ 情報公開制度は、行政機関が保有する情報は原則公開、非公開は例外であることを前提に市民の知る権利を保障し、行政の透明性と説明責任を確保するための制度である。したがって、非公開にできるのは条例に定められた限定的な非公開情報のみに限られ、それ以外の部分については公開する義務が行政側にはある。ところが、本件で教育委員会は、個人情報、二次被害、意思形成過程情報といった理由を広く持ち出し、職務上の氏名や職名、やり取り、内容の大部分を非公開にしている。この対応は、条例の非公開は例外という原則に反して非公開の解釈を意図的に広げ、部分公開義務を形骸化している。

ウ まちづくり協議会は、甲賀市まちづくり基本条例及び甲賀市自治振興会等規則に基づく半ば公的、協同的な団体で、市から交付金を受け、行政と一体で地域運営を担っている。まちづくり協議会が実施する見守り隊事業については、学校、教育委員会、生活環境課等と連携して実施している公的な性格を持つ事業である。したがって、この事業に関する行政文書を私人間のトラブルとして扱うのは制度の面から見ても不適切である。さらに、教育委員会は、「まちづくり協議会を当事者と認識している」にもかかわらず、今回の情報公開では、同じ主体を一方の場面では当事者と、また別の場面では特定個人として扱い、非公開理由に使っており、行政判断としては明らかに自己矛盾を起こしている。

エ 個人情報、二次被害の理由の誤用についてであるが、個人情報及び二次被害を理由に、非公開となっている箇所多くは、校長、教頭、課長、補佐、参事といった職務上の氏名、役職、職務内容であり、私生活に関する情報に

該当しない。むしろ、公的な立場で行った判断や対応は、説明責任の対象となるべき情報である。また、教育委員会は、被害者保護、二次被害のおそれを理由に非公開を正当化しているが、本件では、学校側が当事者を面会させ、事案の解決を図っているが、この行為自体が二次被害を引き起こしかねない。当事者を面会させた学校側の対応そのものが問題であり、本件経緯と判断過程を記録した行政文書こそ検証の対象として公開されなければならない。

オ 教育委員会は、意思形成過程に関する情報であることを理由に、スクールロイヤー相談報告書などを非公開としている。これらの文書には、相談日時、出席者、助言内容、今後の対応などが具体的に記載されているが、これらの文書は、意思決定後の記録と評価されるべきで、意思決定途中のものではないと考えられる。これらの文書を一律に意思形成過程情報として非公開とすることは、情報公開条例の趣旨の拡大解釈であり、非公開部分以外を公開しなくてはならないと定めた条例の部分公開義務にも反している。実際に、私に公開された文書と私以外の第三者で利害関係のないものに公開された文書を比較すると、非公開とする必要のない部分まで非公開になっていることが確認できる。「〇〇（個人名）会長」という発言者の氏名を非公開とすれば、誰が発言したか分からないし、内容から特定の個人を推察することもほぼ不可能なはずであるが、全文が非公開とされており、これは非公開部分を必要最小限とする条例の趣旨に全くそぐわないものである。

カ 本件に関する公開請求では、見守り隊隊長による児童への身体接触事案に関する資料一式を求めたが、学校側から公開されたのは、連絡帳のコピーと令和7年5月の質問書等の回答のみであった。校長、教頭の異動時に本件に係る学校保管文書が廃棄されたということであるが、本件のような重大な事案に関する記録を人事異動のタイミングで廃棄したことについては、地方自治法及び甲賀市文書管理規程に反する重大な問題である。非公開部分を公開すると今後の解決を妨げるという主張についても、学校側が文書を廃棄してしまっている時点で今後この問題を解決することは不可能ということになるので、論理的に破綻している。

キ 弁明書において、名札を触られたくないなどといった部分については、本

件における重要な内容であるため公開したと主張している。しかし、情報公開制度における公開、非公開の判断基準に、その内容が重要かどうかという主観的な判断基準はない。公開できるかどうかは、条例に定められた限定的な非公開情報に該当するかどうかによって判断される。したがって、重要だから公開した、重要でないから非公開にしたとともとれる説明は、制度の根本原則からも外れている。

ク 審査請求人が開示を求める理由は、区長、個人、まちづくり協議会の会長、そして保護者として一人の児童の尊厳と安全、そして今後同じような被害を受ける児童を出さないためである。名札については、非常に胸元に近く、触られた場合は非常に嫌悪感を催すものであるので、単に名札を触っただけという言葉で軽く扱ってよい事柄ではない。それにもかかわらず、事案の経過や学校、教育委員会の判断過程が記録された文書が非公開とされ、あるいは廃棄されてしまえば、何が問題だったのか、どう判断しどう対応したのか、その判断は児童の権利を最優先していたのかについて、市民、将来の教育現場において検証することができない。情報公開から得られた情報を元にさらなる地域の安全、そして児童の安全を高めていく必要がある。

ケ 以上の理由から、本件決定については、条例の誤用、部分公開義務違反、行政手続法の理由提示義務違反、文書管理規程違反、そして行政判断の一貫性と説明責任を欠く運用といった重大な問題を含んでおり、妥当性を欠くものと考えるので、教育委員会の主張する非公開理由について、客観的な事実と条例の趣旨に照らして慎重に判断いただき、本件に係る行政文書の全面公開、また、個人名以外の部分である学校、教育委員会の職務情報部分についての公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、審査請求書記載事実の認否及び本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書記載事実の認否

ア 第3の1アのうち「二次被害が発生するおそれ」や「関係者間の信頼関係

の維持」といった抽象的概念については否認する。非公開理由では、具体的な理由を述べているし、「関係者間の信頼関係の維持」という文言は記載されていないからである。

イ 第3の1イのうち「被害児童及び保護者からの申し立てに対して、市が十分な対応を行わなかったことが背景にある」の部分については否認する。本件に対しては、当事者から聴き取り等をし、対応しているからである。

ウ 第3の1ウは否認する。「第三者に意見を述べる機会を与えることができる」のであって、必ずしも第三者に機会を与えなければならないという事ではないからである。

エ 第3の1エのうち「今回の「二次被害のおそれ」「信頼関係の維持」も同様に抽象的であり、過去答申の判断を踏まえれば公開が妥当である」の部分については否認する。アで述べたとおりであるからである。

オ 第3の1オのうち「条例の目的である「市民の知る権利の保障」及び「透明性の確保」を考慮すれば、個人情報の保護を口実に全面的あるいは過度に広範囲な非公開を行うことは適切ではなく、公開を優先すべきである。」の部分については否認する。条例の目的に沿って、適正に公開しているからである。

カ 第3の1カのうち「連絡帳の写し」では黒塗りとされた内容が、別紙「経緯」文書（11月10日付）にはそのまま記載されており、判断が一貫していない」の部分については否認する。「連絡帳の写し」は本人の筆跡で書かれており、個人の特定に繋がるおそれがあるからである。また、別紙「経緯」文書の記載部分については本件の重要な内容であるため、公開すべきと判断しており、判断に一貫性がない訳ではない。

キ 第3の1キのうち「このような表現は不適切である」の部分については認める。文書のタイトルは「令和5年11月〇〇見守り隊によるトラブル事案についての経緯」とするのが適切な表現であるからである。

ク 第3の1クのうち「内容まで非公開とする理由は見当たらない。内容から相手方を直接識別することは不可能であり、推測できたとしても推測の域を出ない。部分公開の原則を無視した過剰な非公開である」の部分については

否認する。非公開部分については、公開されることを前提とした内容ではないため、個人名を含め、今後の聴取、詳細の協力に支障が出るおそれがあるからである。

2 本件処分の理由

ア 文書1及び文書4のうち、特定の個人が識別され得る情報及び当該文書の発信者が特定される可能性のあるメールアドレスその他の問い合わせ者（送信者）に係る情報の部分については、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの、又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。

イ 文書2のうち当事者及び児童の保護者から当時の状況について聴き取った内容が包み隠すことなく記載されている部分、また、文書3のうち本件事案の内容を前提として当該関係者との率直な意見を交換した内容が記載されている部分について、これらの情報が公開されることにより、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものであるため。また、本件事案によって不安な気持ちになった児童及びその保護者においては、これらの情報が公開されることによって、本件事案が再度蒸し返され二次被害が生じることが想定されることからすると、当事者個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ 公開されることを前提としていない聴き取り文書が公開されることになれば、当事者は聴き取りに対し真実を述べることを躊躇うことになりかねず、結果として、将来の同種の事案における調査に影響を及ぼすことになり、ひいては児童の安心安全な学校生活に支障を及ぼすことになりかねない。したがって、これらの情報を公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 文書5のうち相談内容及び助言に関する内容は、市が本件事案を解決する上で、今後の対応等について確認するものであって、これを公開することにより、本件事案の解決に向けた対応に支障を及ぼすおそれがあるため。

第5 審査会の判断理由

1 本件の争点について

ア 本件行政文書は、令和5年に発生した見守り隊による児童への身体接触事案（以下「本件事案」という。）に関するものであり、別表第1に掲げる5つの文書で構成されている。

イ 審査請求人は、本件処分を取り消し、別表第1に掲げる5つの文書の非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）を公開すべきと主張しているのに対し、実施機関は、本件非公開部分が条例第6条第2号、第4号及び第5号後段の非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると主張している。

ウ したがって、本件審査請求における争点は、本件非公開部分の条例第6条第2号、第4号及び第5号後段の該当性である。

2 条例の定めについて

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの、又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について非公開とすると規定している。また、同号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については同号本文に規定する非公開とする個人に関する情報から除くことを規定している。

(2) 条例第6条第4号は、「市・・・の内部・・・における・・・検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ・・・のあるもの」については非公開とすると規定している。

(3) 条例第6条第5号後段は、「市・・・が行う事務・・・に関する情報であって、公開することにより、・・・その他当該事務・・・の性質上、当該事務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」については非公開とすると規定している。

3 本件非公開部分の非公開情報の該当性について

本件非公開部分の非公開情報の該当性について検討する。

(1) 本件行政文書の非公開部分について

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件非公開部分

は、それぞれ次に掲げる部分であると認められる。

(ア) 文書 1 及び文書 4 のうち、特定の個人が識別され得る情報及び当該文書の発信者が特定される可能性のあるメールアドレスその他の問い合わせ者（送信者）に係る部分

(イ) 文書 2 のうち、特定の個人が識別され得る情報並びに当事者及び児童の保護者から当時の状況について聴き取った内容が包み隠すことなく記載されている部分

(ウ) 文書 3 のうち、本件事案の内容を前提として関係者と率直な意見を交換した内容が記載されている部分

(エ) 文書 5 のうち、相談内容及び助言に関する内容が記載されている部分

(2) 条例第 6 条第 2 号の該当性について

ア 上記 3 (1) (ア) ~ (エ) の非公開部分のうち、別表第 2 の該当箇所欄に掲げる部分を除く部分については、本件事案の当事者の氏名や当該当事者から相談及び聴き取りを受けた内容等である。

イ この点について、審査請求人は、発言者の氏名を非公開とすれば、誰が発言したか分からないし、内容から特定の個人を推察することもほぼ不可能なはずであるから、その全文が非公開とされるのは、非公開部分を必要最小限とする条例の趣旨に全くそぐわないものであると主張している。

ウ しかし、これらの発言内容については、氏名そのものでなくても特定の個人が識別され、また、他の情報と照合することにより識別され得るものが含まれており、また、特定の個人が識別される部分が含まれない場合であっても、一定の範囲の者が本件事案に関する情報を承知していると考えられる状況の下で、当該一定の範囲の者には、特定の個人の情報であることが知られるおそれがあり、その内容が通常人に知られたいと望むセンシティブな情報である場合には尚更、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるといえる。

エ したがって、これらの部分は、条例第 6 条第 2 号に該当する。

オ この点について、審査請求人は「本件は児童の安全確保に関するものであり、公益性が極めて高いことから公開を優先するべき」と主張している。

カ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益を上回る場合をいうものであるが、公にされる情報がセンシティブ情報である本件においては、その必要性が上回る場合に該当するとはいえない。

キ したがって、当該個人情報、条例第6条第2号エには該当しない。

(3) 条例第6条第4号及び第5号後段の該当性について

ア 上記3(1)(イ)～(エ)の非公開部分のうち、別表第2の該当箇所欄に掲げる部分を除く部分については、本件事案における当事者の相談及び聴き取り内容であり、このような情報は通常公開されることを前提としていないものである。

イ これらの情報が公開されることになれば、当事者らは聴き取り等に対し真実を述べることを躊躇うことになりかねず、そうすると、本件事案のみならず、今後、本件事案以外の聴き取りが必要とされる将来の同種の事案における実施機関の聴き取り依頼に対しても、当事者から協力が得られなくなることにより、正確な事実の把握が困難になり、結果として、実施機関の適切な対応に支障を及ぼすことになりかねない。

ウ また、上記3(1)(エ)の非公開部分のうち、別表第2の該当箇所欄に掲げる部分を除く部分については、実施機関が行った相談に対する弁護士からの助言内容が含まれる。

エ この情報は、実施機関が内部的に行う検討や対応方針の決定に大きく影響を及ぼすものとなるが、これを公開とした場合、実施機関の相談に応じた弁護士が自己の見解等を示すことに消極的となる可能性は否定できず、その結果、実施機関が弁護士から率直な意見等を得られなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、市の内部における率直な意見の交換についても不当に損なわれるおそれがある

といえる。

オ したがって、これらの部分は、条例第6条第4号及び第5号後段に該当する。

以上のとおり「第1 審査会の結論」のとおりに判断するものである。

4 付言

審査会の結論自体には、影響を及ぼすものではないが、当審査会として次の点について付言する。

情報公開制度においては、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をすることはもちろんであるが、行政文書の公開の請求があったときは、公開請求に係る行政文書に条例第6条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないと規定されている。審査請求人が指摘しているところでもあるが、行政文書の公開請求に対し、実施機関が非公開とするためには、あくまで同条各号に該当するかどうかという点で判断されるべきであり、この点に関し、実施機関がその主張において「重要な内容であるため公開するべきと判断した」としている点について、同条各号に沿った形で主張するべきであったと考える。

また、情報公開制度の性質上、条例に定める公開請求権は、何人に対しても等しく権利を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではないと考えられることから、特定の相手方への情報提供の問題とは、別に考えるべきであると考ええる。

別表第1

対象となる行政文書		非公開理由（適用条項）
文書1	本件事案に対する相談及び投書に関する文書	条例第6条第2号
文書2	相談及び投書を受けて教育委員会が当事者から当時の状況について聴き取った文書	条例第6条第2号及び第5号後段

文書 3	当該問題に対し当事者その他の関係者と協議した内容が記載された文書	条例第 6 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号後段
文書 4	当該問題に対し保護者等に教育委員会が回答した文書	条例第 6 条第 2 号
文書 5	本件事案への対応について教育委員会が弁護士相談を行った文書	条例第 6 条第 4 号及び第 5 号後段

別表第 2

項番	文書名	該当箇所
1	1 1 2 0 問い合わせメール notitle.txt	送信者情報のシリアル番号、送信者 I P アドレス、送信者ホスト名及びブラウザ
2	【令和 5 年 1 1 月】希望ヶ丘見守り隊によるトラブル事案についての経緯	表の 1 1 月 2 9 日 2 行目相手方の欄の 1 行目～ 2 行目 3 字目、同列内容の欄の 1 行目 1 1 字目～ 2 1 字目、同列内容の欄の 1 行目 4 2 字目～ 2 行目
3	2 0 2 4 年 9 月 1 7 日行政法律相談申込書	相談内容 1 行目～ 5 行目、 1 1 行目、 1 7 行目 2 1 字目～ 2 0 行目
4	2 0 2 4 年 1 0 月 2 3 日行政法律相談申込書	相談内容 1 行目～ 8 行目、 2 8 行目、 3 3 行目 2 5 字目～ 3 7 行目
5	2 0 2 4 年 1 1 月 1 4 日行政法律相談申込書	相談内容 1 行目～ 1 0 行目、 2 5 行目～ 2 6 行目、 3 2 行目 2 7 字目～ 3 8 行目
6	令和 7 年 5 月 2 9 日スクールロイヤー相談申込書（学校用）	事案概要 1 2 行目 1 9 字目～ 3 5 字目、支援を希望する理由・相談事項 1 行目～ 3 行目
7	令和 7 年 6 月 4 日スクールロイヤー相談報告書（学校用）	相談要旨 1 行目～ 3 行目